

令和8年度埼玉県住生活基本計画等策定支援業務委託 プロポーザル実施要綱

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度埼玉県住生活基本計画等策定支援業務

(2) 業務目的

住生活基本法に基づき、本県の住宅政策の基本方針や目標、目標達成に向けた施策などを定めた「埼玉県住生活基本計画」の見直しを行うため、「埼玉県住宅政策懇話会」の運営補助や提言のとりまとめ、次期埼玉県住生活基本計画の計画書案の作成を行う。

また、この見直しと併せて、既に統合している「埼玉県高齢者居住安定確保計画」、「埼玉県賃貸住宅供給促進計画」に加え、新たに令和5年3月に埼玉県が策定した「埼玉県マンション管理適正化推進計画」も統合し、これらについても見直しを行う。

*次期計画とは、埼玉県住生活基本計画ほか上記3計画全てを指す。

(3) 委託業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

なお、詳細については、別添「委託業務仕様書」によるものとする。

- ア 埼玉県住宅政策懇話会の運営補助及び提言（答申）のとりまとめ
- イ 次期埼玉県住生活基本計画の計画書案の作成
- ウ その他計画の見直しに伴い必要な作業の補助

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(5) 委託予定上限額

11,220,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 資格要件

次の（1）～（5）のすべてを満たすこと。

（1）次のアからキまでに該当する者であること。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。

オ 公示日から委託先候補者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 公示日から委託先候補者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

キ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

（2）仕様書の内容を十分に理解した上で、本プロポーザルに参加できること。

契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日以降公告日までの間に、国又は地方公共団体が作成する計画書（住生活基本計画等）の策定に関連する業務と同種又は類似の業務を受注し、誠実に履行した実績*を有すること。

*上記の業務実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。

（3）以下の①又は②を満たす者であること。

①物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づく令和7年度・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」でA又はB等級に格付けされている者のうち、営業品目（小分類）に「集計・調査、企画研究、計画策定業務」を含む者。

②令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加者名簿に登載され、審査区分が「設計・調査・測量」かつ申請業種が「建設コンサルタント登録」である者。

（4）本業務に意欲を有し、本業務を円滑に遂行することができる能力及び実施体制を有すること。

（5）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 選定基準

2の資格要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて標記業務を委託する候補者を選定する。詳細は別紙1「評価基準」を確認すること。

- (1) 会社の業務経歴
- (2) 業務に携わる者の経験
- (3) 業務に関する提案
- (4) 参考見積書

4 企画提案を求める具体的なテーマ

- (1) 業務の実施方針と手法、工程計画
- (2) 住宅政策の新たな骨格づくりを行う上での視点（中長期）の提案
- (3) 計画見直しに当たっての方策、手順に関する提案
- (4) その他業務の内容に関する提案

5 プロポーザル募集から受託者決定までのスケジュール

募集から業務受託者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年2月 6日（金）	実施要綱公開（ホームページ）
令和8年2月 6日（金）から 2月10日（火）午後4時まで	質問受付期間
令和8年2月13日（金）午後4時まで	質問回答期限
令和8年2月 6日（金）から 2月20日（金）午後4時まで	プロポーザル参加者募集期間
令和8年2月 6日（金）から 2月27日（金）午後4時まで	企画提案書等受付期間
<一次選定を実施する場合>	
令和8年3月 6日（金）	一次選定結果通知（見込）
令和8年3月中旬	審査（プレゼンテーションの実施） (見込)
令和8年3月中旬	委託先候補者決定（見込）
令和8年4月下旬	委託契約（見込）
<一次選定を実施しない場合>	
令和8年3月 5日（木）	審査（プレゼンテーションの実施） (見込)
令和8年3月 5日（木）から 3月 9日（月）までの間	委託先候補者決定（見込）
令和8年4月下旬	委託契約（見込）

6 手続き

(1) 内容に対する質問の受付期間及びその回答方法

ア 受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月10日（火）午後4時まで

イ 受付方法

電子メール（a5550-07@pref.saitama.lg.jp）で受け付ける。

「質問回答書（様式第5号）」に記載のうえ、提出すること。

※件名を「令和8年度埼玉県住生活基本計画等策定支援業務 実施要綱に
対する質問 企業等名」とする。

※電話での受け付けは行わない。

ウ 回答方法

令和8年2月13日（金）午後4時までに、県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加者に適用する。

また、参加者からの質問がない場合でも、委託者から参加者へのお知らせ
を掲載する場合がある。

参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、県ホームページに掲載する
質問に対する回答のすべての内容を必ず確認した上で、プロポーザル参加意
思表明書（様式第1号）を提出すること。

(3) プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）の提出期限及びその方法

ア 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）午後4時まで

イ 提出方法

電子メール（a5550-07@pref.saitama.lg.jp）で受け付ける。

（確認後、参加意思表明書受付票を発行する。）

(4) 企画提案書等の提出期限及びその方法

ア 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月27日（金）午後4時まで

イ 提出書類

次の書類に必要に応じて資料を添付のうえ提出すること。

（以下、これら提出書類一式を「企画提案書等」という。）

（ア）プロポーザル提出書（様式第2号）

（イ）企画提案書（様式第3号）

（ウ）参考見積書（様式自由）

（エ）法人概要書（様式第4号）

なお、他のコンサルタントと共同して、あるいは学識経験者等の援助を受
けて業務を実施する場合には、様式第3号にその旨を明記すること。

ウ 提出先及び提出方法

提出先：埼玉県都市整備部住宅課企画担当

企画提案書等は電子メールで担当（a5550-07@pref.saitama.lg.jp）宛てにデータで提出すること。なお、容量が10MBを超える場合は、事前に連絡すること。（確認後、プロポーザル受付票を発行する。）

7 企画提案書等提出後の予定

（1）一次選定の有無 有

一次選定は、提出した企画提案書等に基づく書類審査を実施する。

ただし、資格要件を満たす者が5者以下の場合は、一次選定を実施しない。

（2）プレゼンテーション依頼方法

- ① 企画提案書等提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知およびプレゼンテーションの依頼を、電子メールにて通知する。
- ② 一次選定において選定されなかった者に、その旨を電子メールにて通知する。
- ③ 通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閏序日を除く。）以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。
- ④ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができ最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
- ⑤ 一次選定を実施しない場合は、その旨及びプレゼンテーションの依頼を電子メールにて通知する。

（3）プレゼンテーション予定日

一次選定を実施しない場合、令和8年3月5日（木）とし、プレゼンテーションの場所及び時間は、電子メールにより通知する。なお、上記予定日以外の日程となる場合がある。また、面会以外の方法によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

一次選定を実施する場合、プレゼンテーションの日時及び場所は、電子メールにて別途通知する。

（4）プレゼンテーションでの提案説明方法

ア 提出した企画提案書（様式第3号）により説明する。

　　プレゼンテーション当日に参考資料の追加配付は認めない。

イ 説明時間は、20分以内とし、その後、質疑応答の時間を設ける。

ウ 説明は、原則として、企画提案書（様式第3号）に記載のある業務責任者が行うものとする。

エ プrezentation開始前に、説明者の所属を確認するため、社員証等を持参すること。

(5) 二次選定結果通知方法

- ア プレゼンテーション後、二次選定を行い、最適な提案を特定し、その企画提案書等を提出した者に、電子メールにより特定通知書を送付する。
- イ 二次選定を受けた者のうち、最適と特定されなかった提案を提出した者に、電子メールにより非特定通知書を送付する。
- ウ 非特定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。
- エ 非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(6) その他留意事項

- ア 提出期限までに企画提案書等が到達しなかった場合は、プレゼンテーションを実施することができない。
- イ 企画提案書（様式第3号）の内容が「2 資格要件」を満たさない場合は、プレゼンテーションを実施することができない。
- ウ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された企画提案書（様式第3号）は、二次選定以外には参加者に無断で使用しない。
- カ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
また、企画提案書（様式第3号）に記載した業務責任者は、原則として変更することはできない。
- キ 企画提案書（様式第3号）に虚偽の記載をした場合は、企画提案書（様式第3号）を無効とするとともに、最適と考えられる者を変更することがある。
- ク 委託予定額を超過する参考見積書を提出した場合は、選定しない。
- ケ 参加者が1者の場合であっても、二次選定を行う。
- コ 委託者の指示により実施しない提案内容を除き、企画提案書（様式第3号）の内容は、すべて履行の対象とする。
また、提案内容の履行が確認できなかった場合は、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けることがある

8 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、選定委員会を設置し、企画提案書等の内容を総合的に審査する。
- (2) 県は、最適な企画提案書を提出した者（以下、委託先候補者とする）と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

- (3) 委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「2 資格要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。
- (4) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (5) 契約を締結する場合においては、契約金額の 100 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (6) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、委託者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否　　要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
- ア　言語　　日本語
- イ　通貨　　日本円
- (3) 令和 8 年度当初予算案の歳入歳出予算が議決されなかつた時若しくは歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき又は緊急時等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該プロポーザルに要した費用は埼玉県に請求することはできない。
- (4) 本業務に関し、仕様書によらない事項は、別途受託者との協議により決定する。

10 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部住宅課 企画担当 天野、倉田、橋本
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-5571 (直通)
E-mail a5550-07@pref.saitama.lg.jp